

令和5年度

# 学校運営協議会



浜松市立蒲小学校

令和5年5月1日(月) 10:00~11:50

## 次 第

- ① 会長挨拶
- ② 校長挨拶
- ③ 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- ④ 自己紹介
- ⑤ 浜松市学校運営協議会規則確認
- ⑥ 議長の選出
- ⑦ 令和4年度協議会自己評価の確認
- ⑧ 熟議
  - ・学校運営の基本方針について
  - ・夢育やらまいか事業について
- ⑨ 連絡

## 参加者名簿

### <委員>

稻垣 邦圓	いながき ほうえん	元蒲小学校校長
原 利夫	はら としお	蒲地区連合自治会長
長谷川 由美子	はせがわ ゆみこ	主任児童委員
宮下 まゆみ	みやした まゆみ	主任児童委員
名倉 善郎	なぐら よしろう	蒲地区民生委員児童委員協議会会长
早川 奈穂子	はやかわ なほこ	R 4 年度 P T A 会長
仲村 ひろみ	なかむら ひろみ	R 5 年度 P T A 会長
名波 久子	ななみ ひさこ	学校支援コーディネーター

### <学校>

鈴木 竜一	すずき りゅういち	校長
中島 利美	なかじま としみ	教頭
左右田 千夏	そうだ ちなつ	教頭
木下 裕朗	きのした ひろあき	コミュニティスクール担当
磯部 陽子	いそべ ようこ	コミュニティスクールディレクター

### <教育委員会>

牧野 知子	まきの ともこ	教育総務課 指導主事
-------	---------	------------

## 学校運営協議会 年間計画

	日 時	内 容
第1回	5月 1日(月) 10:00~11:50	・学校運営の基本方針 ・夢育やらまいか事業について
第2回	6月 14日(水) 13:15~15:00	・学習支援について
第3回	9月 22日(金) 13:00~14:45	・学習支援について
第4回	2月 1日(木) 13:00~14:45	・学校関係者評価について ・学校運営協議会自己評価

# 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

## (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。  
*学校の発展団*

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならぬ。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができます。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 学校運営協議会自己評価実施要項

浜松市教育委員会

## 1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

## 2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

## 3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

### ＜評価項目＞

（必須）※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

## 4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

## 5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

## 6 評価結果の報告と改善支援

### （1）教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

### （2）教育委員会による改善支援

#### ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

#### イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

#### 附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式 2)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ( )

<本年度の目標>

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

<評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

(様式2)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

委員名( )

〈本年度の目標〉

- ※ 協議会で設定した取組目標を記載する。

〈評価項目1〉 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。  
※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に記載する。  
※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

〈評価項目2〉 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。  
※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。  
※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

〈評価項目3〉 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ※ どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

〈評価項目4〉 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ※ 委員個人の目標だけではなく、協議会全体としての目標を記載する。

# 【熟議チエックシート】

できている もう少し

委員名（  
）

<p>評価項目 1</p> <p>校長の説明を聞いて、分からぬ用語や疑問に感じたことを質問し、それに対し理解・納得できる回答が得られた。</p> <p>基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞くだけでなく、よりよい学校運営のために建設的な意見を発言できた。</p> <p>学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。</p>	<p>学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。</p>	<p>学校運営について、率直に意見を述べることができた。</p>	<p>学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。</p>	<p>熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。</p>	<p>これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。</p>
<p>評価項目 2</p>					<p>協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。</p>

第3次浜松市教育総合計画  
はまつ未来人づくりプラン  
○未来創造による人づくり  
○市民協働による人づくり  
・自分らしさを大切にする子供  
・夢と希望を持ち続ける子供  
・これからの中を生き抜くための資質・能力をはぐくむ子供

中学校区で目指す子供像

- ・人が好き
- ・学校が好き
- ・この街が好き

**咲かそう 蒲桜**

～やさしさ やる気 夢 いっぱい～

一人の学びを 友達につなぐ

今日の学びを 明日へつなぐ

教室での学びを 地域につなぐ

学校での学びを 未来へつなぐ

**知****『学び合い』**

本気で学習する子を育てます。

- ・主体的、協働的な授業つくり  
(考え方伝え合い、つなぎ合う授業)  
蒲スタンダードとして
- ・教科担任制による質の高い学び
- ・効果的なＩＣＴ活用

**徳****『認め合い』**

本気で相手を思いやる子を育てます。

- ・考え方、議論する道徳
- ・あいさつの励行
- ・異学年交流の充実  
ポプラ活動 ポプラ清掃  
クラブ活動

**体****『高め合い』**

本気で体を動かす子を育てます。

- ・教科体育の充実
- ・運動の日常化
- ・健康教育の充実  
学校保健委員会(こころの日)  
安全指導(生活 交通 災害)  
食教育(栄養教諭による食指導)

**“5つの愛宣言”  
令和の日本型学校教育  
蒲バージョン****『開き合い』**

居心地の良い環境を作ります。

- ・心の安全 身体の安全
- ・いじめや不登校未然防止
- ・チームで対応
- ・情報の共有化
- ・指導の一体化
- ・個に応じたプロジェクト

**『結び合い』**

家庭や地域と共に、学ぶ学校を作ります。

- ・幼小中連携
- ・小中交流会
- ・コミュニティスクール  
(学校運営協議会)
- ・ふれあいデー
- ・地域ネットワークの開発

社会に開かれた教育課程の  
実現を目指して人とかかわる力  
(人間関係能力)自分を伸ばす力  
(自己理解・管理能力)考えて取り組む力  
(課題対応能力)未来につなげる力  
(キャリアプランニング能力)

温かく潤いのある環境づくりの推進(ザ・リノベーション蒲)

**発達支援教育の視点を踏まえた学校経営**

- 学校風土、学級風土の向上
- 授業改善の方向の明確化(ABC分析、授業のUD化、授業チェックシートの活用)
- 発達支援チームの組織化
- 合理的配慮に関するツール活用(まなぼっと、仲直りシステム、イライラ解消システム)

(様式 1)

令和 5年 5月 2日

浜松市立蒲小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 早川 奈穂子 様

浜松市立蒲小学校運営協議会  
会長 稲垣 邦圓

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年5月1日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- 苦労することの先にある喜びを体験してもらうため、前年度に引き続き、長年継続されている栽培・生産活動を通して、植物の成長や収穫を味わう機会を提供すべきである。  
⇒ 地域で活動する「花づくりグループ蒲」と連携して、栽培・生産活動を充実させていく。

4月 前期開始			5月			6月			7月			8月			9月		
1 土			1 月 1 ○	星4 交通事故教室1・2年 第1回学校運営協議会 家庭訪問 上新屋 丸塚	1 木 4 ○	1学期ボラ遊び1 (以下、ボ)	1 土		1 火			1 金	5 ×	特4 登校時のあいさつ運動 身体測定6年 避難訓練	1 金	5	特4 登校時のあいさつ運動 身体測定6年 避難訓練
2 日			2 火 2 ○	星4 家庭訪問 予備日	2 金 5 ○	尿検査3次 ボ2	2 火		2 水			2 土			2 土		
3 月			3 水	憲法記念日	3 土	市P連理事会	3 月 1 ○	あいさつ運動週間 ボ15	3 木			3 日			3 日		
4 火			4 木	みどりの日	4 日		4 火 2 ○	いい声掛けデー ボ16	4 金			4 月 1 ○		星5 生活リズムチェック週間 給食開始 身体測定5年 委員長会 筋体力行ルーム選択 (~10/6) 体操標準準備会	4 月	1 ○	星5 生活リズムチェック週間 給食開始 身体測定5年 委員長会 筋体力行ルーム選択 (~10/6) 体操標準準備会
5 水			5 金	こどもの日	5 月 1 ○	航空写真撮影(午前) 眼科検診1年 委員長会	5 木 3 ○	ボ17	5 土			5 火 2 ○		星5 身体測定4年	5 火	2 ○	星5 身体測定4年
6 木 4	変3 2~5年 変4 6年 新任式 始業式 入学式準備		6 土		6 火 2 ○	ボ3 ボラ清掃スタート	6 木 4 ○	ボ18	6 日			6 水 3 ○		星5 身体測定3年・な 下水道教室3年	6 水	3 ○	星5 身体測定3年・な 下水道教室3年
7 金 5	特3 入学式(1年) (丸入学式PM)		7 日		7 水 3 ○	代表委1(学校生活)	7 金 5 ○	ボ予備 委員会4	7 月			7 木 4 ○		星5 身体測定2年 下水道教室3年	7 木	4 ○	星5 身体測定2年 下水道教室3年
8 土	統一地方選挙会場準備 (PM体育館)		8 月 1 ○	眼科検診3年な	8 木 4 ○	歯科検診1・2年な ボ4	8 土		8 火			8 金 5 ○		星5 身体測定1年	8 金	5 ○	星5 身体測定1年
9 日	統一地方選挙		9 火 2 ○		9 金 5 ○	委員会3 ボ5 交通事故教室3・4・5年	9 日		9 水			9 土			9 土		
10 月 1	特4		10 水 3 ○	全校朝会2	10 土		10 月 1 ○	星4 三者面談1	10 木			10 日			10 日		
11 火 2	特4 身体測定6年		11 木 4 ○	歯科検診5・6年	11 日		11 火 2 ○	星4 三者面談2	11 金	山の日		11 月 1 ○		星5	11 月	1 ○	星5
12 水 3 ○	給食開始 町班別集会1 眼科検診6年		12 金 5 ○	委員会2	12 月 1 ○	内科検診6年 ボ6	12 水 3 ○	特4 給食なし 三者面談3 4部会水泳記録会	12 土			12 火 2 ○		ボラ遊び1	12 火	2 ○	ボラ遊び1
13 木 4 ○	星5 心電図1・4年		13 土		13 火 2 ○	内科検診5年	13 木 4 ○	星4 三者面談4	13 日			13 水 3 ○		こころの日	13 水	3 ○	こころの日
14 金 5 ○	星5 避難訓練 身体測定5年 全国学認オンライン調査6年		14 日		14 水 3 ○	命について考える日 全校朝会3 第3回参観会・つながりT 第3回学校運営協議会	14 食 5 ○	星4 三者面談5	14 月	閉庁日		14 木 4 ○		ボ2 小中交流会(部活)	14 木	4 ○	ボ2 小中交流会(部活)
15 土			15 月 1 ○		15 木 4 ○	こころの日 内科検診4年 ボ7 航空写真撮影予備日	15 土		15 火	閉庁日		15 金 5 ○		ボ3 委員会5 小中交流会(部活)	15 金	5 ○	ボ3 委員会5 小中交流会(部活)
16 日			16 火 2 ○		16 金 5 ○	内科検診1年 ボ8 クラブ1(45分)	16 日		16 水			16 土			16 土		
17 黄 1 ○	生活リズムチェック週間 I 眼科検診5年		17 水 3 ○	こころの日	17 土		17 月	海の日	17 木			17 日		蒲地区祝寿祭	17 日		蒲地区祝寿祭
18 火 2 ○	身体測定4年 全国学力・学習状況調査6年		18 木 4 ○	歯科検診3・4年 清掃リーダー会	18 日		18 火 2 ○	星4 6年のみ変6 こころの劇場6年(PM) 三者面談6	18 金			18 月		敬老の日	18 月		敬老の日
19 水 3 ○	全校朝会 計算力調査2~6年 眼科検診4年		19 金 5 ○	尿検査2次	19 月 1 ○	内科検診3年な 学年会 交通説明会6年	19 水 3 ○	星4 給食終了 三者面談7	19 土			19 火 2 ○		ボ4	19 火	2 ○	ボ4
20 木 4 ○	星6 こころの日		20 土		20 火 2 ○	内科検診2年 ボ9 校外学習4年(要弁当)	20 木 4 ○	特4	20 日			20 水 3 ○		ボ5 ふれあいデー(家庭)	20 水	3 ○	ボ5 ふれあいデー(家庭)
21 金 5 ○	委員会1 身体測定3年・な		21 日		21 水 3 ○	ふれあいデー(家庭) 耳鼻科検診1・4年 小中交流会(学校生活)	21 金 5 ○	特4 終業式 県下一斎補導	21 月			21 木 4 ○		ふれあいデー(学校)	21 木	4 ○	ふれあいデー(学校)
22 土 6 ×	特4 第1回参観会 PTA総会(紙面)		22 月 1 ○	眼科検診2年	22 木 4 ○	観劇教室(午前・午後) ふれあいデー(学校)	22 土		22 火			22 金 5 ○		普5 第3回参観会・つながりT 第3回学校運営協議会	22 金	5 ○	普5 第3回参観会・つながりT 第3回学校運営協議会
23 日			23 火 2 ○		23 金 5 ○	観劇教室午前 ボ10 美化活動 ワックスがけ	23 日		23 水			23 土		秋分の日	23 土		秋分の日
24 月	振替休日		24 水 3 ○	星5 ふれあいデー(家庭)	24 土		24 月		24 木			24 日			24 日		
25 火 2 ○	星4 身体測定2年 家庭訪問 大瀬 子安		25 木 4 ○	ふれあいデー(学校)	25 日		25 火		25 金			25 月 1 ○		ボ6	25 月	1 ○	ボ6
26 水 3 ○	星4 身体測定1年 新体力行A5年 家庭訪問 検査 検査 ふれあいデー(家庭)		26 金 5 ○	星5 1~5年 星6 6年 運動会準備⑥ 6年	26 月 1 ○	ボ11	26 水		26 土			26 火 2 ○		ボ7	26 火	2 ○	ボ7
27 木 4 ○	星4 草原植物 神立 宮竹 西桜 区 新体力テスト5年 ふれあいデー(家庭)		27 土 6 ×	変4 150周年記念 ボラ子運動会	27 火 2 ○	ボ12	27 木		27 日			27 水 3 ○		全校朝会4 ボ8 駒形神社祭典補導	27 水	3 ○	全校朝会4 ボ8 駒形神社祭典補導
28 金 5 ○	星4 尿検査1次 1年生を迎える会 家庭訪問 上西		28 日		28 水 3 ○	ボ13	28 金		28 月			28 木 4 ○		ボ9 駒形神社祭典補導	28 木	4 ○	ボ9 駒形神社祭典補導
29 土	昭和の日		29 月	振替休日	29 木 4 ○	薬学講座6年	29 土		29 火			29 金 5 ○		ボ10	29 金	5 ○	ボ10
30 日			30 火 2 ○	ボラ活動スタート (組合せ分組遊び相談)	30 金 5 ○	防犯教室 クラブ2(以降、80分)ボ14	30 日		30 水			30 土			30 土		
			31 水 3 ○	星5 歯の保健指導4年			31 月	30分間回泳(PMトピオ)	31 水 4 ×	特4 防災週間 始業式							
16 日 12			20 日 19		22 日 22		14 日 11		1 日 0			20 日 19			20 日 19		

星4~6休休みなし4時間授業

星5~6休休みなし5時間授業

星6~6休休みなし6時間授業

ボ…ボラ遊び(星)

1期			72	2期			78	3ヶ月	48	5~6年			98	1~4年		197	給食	179				
10月 後期開始			11月			12月			1月			2月			3月							
1	日			1	水	3	○	代表委2(学校生活2)	1	金	5	○	林間学校	1	月	元日	1	木	4	○		
2	月	1	○	11	水	3	○	防災の日 防災講座6年	2	土				2	火	年末年始休日	2	金	5	○		
3	火	2	○	新体力テストBC種目	3	金		文化の日	3	日			蒲地区地域防災訓練	3	水	年末年始休日	3	土				
4	水	3	○	ぐんぐんTなし ※下校時刻変更	4	木			4	月	1	○	市学力調査5年(国・算) 予備	4	木	閉庁日	4	日				
5	木	4	○	屋6 新体力テストBC種目	5	金			5	火	2	○	予備	5	金		5	月	1	○		
6	金	5	○	新体力テストBC種目 あゆみ配布 委員会6	6	月	1	○	読書週間 あいさつ運動週間(仮)	6	水	3	○	予備	6	土		6	火	2	○	
7	上			蒲神明宮祭典補導	7	火	2	○	スクール119 3年(仮) 持久走練習	7	木	4	○		7	日	蒲・佐藤小地区はたちの集 い	7	水	3	○	
8	日			蒲神明宮祭典補導	8	木	3	○	屋5 全校朝会6	8	金	5	○	委員会8	8	月	成人の日	8	木	4	○	
9	月			スポーツの日	9	木	4	×	特3 就学時健診	9	土				9	火	2	○	9	木		
10	火	2	○	シャトルラン予備日	10	金	5	○	いい声掛けデー(仮) クラブ4(3年見学)	10	日				10	水	3	○	特4 身体測定 6年	10	火	
11	水	3	○	全校朝会5	11	土				11	月	1	○	屋5 教育相談	11	木	4	○	11	月	1	○
12	木	4	○		12	日				12	火	2	○	屋5 教育相談	12	金	5	○	12	火	2	○
13	金	5	○	クラブ3	13	月	1	○	ボ12	13	水	3	○	屋5 教育相談	13	土		13	火	2	○	
14	土				14	火	2	○	持久走練習 ボ13	14	木	4	○	屋5 教育相談	14	日		14	水	3	○	
15	日				15	水	3	○	こころの日	15	金	5	○	屋5 教育相談	15	月	1	○	15	木	4	○
16	月	1	○	普5 保健週間	16	木	4	○	修学旅行	16	土				16	火	2	○	16	金	5	○
17	火	2	×	特4 給食なし 4部会陸上記録会 (四ツ池)	17	金	5	○	修学旅行	17	日				17	水	3	○	17	火	2	○
18	水	3	○	こころの日	18	土				18	月	1	○	屋6	18	木	4	○	18	月	1	○
19	木	4	○	学校保健委員会	19	日				19	火	2	○	屋5	19	金	5	○	19	火		
20	金	5	○		20	月	1	○	ボ14	20	水	3	○	給食終了	20	土		20	火	2	○	
21	土			市陸上大会	21	火	2	○	持久走練習 ふれ合いデー(家庭) ボ15	21	木	4		特4	21	日		21	水	3	○	
22	日			蒲地区町民体育大会	22	水	3	○	ふれ合いデー(学校)	22	金	5		特4 終業式 県下一斉補導	22	月	1	○	22	木		
23	月	1	○		23	木			勤労感謝の日	23	土				23	火	2	○	23	金		
24	火	2	○	委員長会	24	金	5	○	ボ16	24	日				24	水	3	○	24	火		
25	水	3	○	屋4 ふれ合いデー(家庭)	25	土				25	月			蒲協働センターまつり	25	木	4	○	25	木		
26	木	4	○	ふれ合いデー(学校)	26	日				26	火			蒲協働センターまつり	26	金	5	○	26	火		
27	金	5	○	委員会7	27	月	1	○	ボ17	27	水			閉庁日	27	土		27	火	2	○	
28	土				28	火	2	○	持久走練習 ボ18	28	木			閉庁日	28	日		28	水	3	○	
29	日			蒲地区町民体育大会 (予備日)	29	水	3	○	市音研(夢の丘コンサート)4年 (PM 都田サーキット要弁当)	29	金			年末年始休日	29	月	1	○	29	木		
30	月	1	○	屋5 1~5年 屋6 6年 音楽会準備⑤⑥年	30	木	4	○	林間学校 小中交流会(交流)	30	土			年末年始休日	30	火	2	○	30	火		
31	火	2	○	150周年記念 ボプラっ子音楽会	31	日				31	日			年末年始休日	31	水	3	○	31	日		
21	日	30			20	日	19			16	日	14			17	日	15		19	日	19	
																		12	日	9		